

ARIBの動き

第65回電波利用懇話会が開催される

去る10月7日に、電波産業会会議室において、第65回電波利用懇話会を開催しました。

今回は、米国連邦通信委員会 (FCC) の技術工学局次長として長年無線関連の施策に携わってこられたマイケル・マーカス博士を講師にお迎えし、「コグニティブ無線等のアメリカの現状について」という演題で開催しました。

最近の米国のコグニティブ無線に関する動向や今後の課題等について日本語で分かりやすくご説明いただきました。

また、受講者の皆様には熱心に聴講いただき、講演終了後には、活発な質疑応答も行われました。



第65回電波利用懇話会の様子

元 米国連邦通信委員会 (FCC) 次長
マイケル・マーカス博士

第144回業務委員会が開催される

第144回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成20年10月8日(水) 午後2時から3時20分まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要

次の事項について事務局から報告・説明がありました。

- (1) 「地域WiMAX推進協議会」設立について
- (2) 地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向けた技術的検討の推進
- (3) 平成21年度税制改正要望書の提出
- (4) B S放送受信システムから携帯電話への干渉について
- (5) 2008年ARIB/DVB会合の概要
- (6) 当会の活動状況

電気通信・放送 行政の動き

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集 国際電気通信連合(ITU)2007年世界無線通信会議(WRC-07)の審議結果に 基づく変更 (平成20年10月1日 総務省報道発表)

総務省は、国際電気通信連合 (ITU) 2007年世界無線通信会議 (WRC-07) (平成19年 (2007年) 10月22日から同年11月16日までスイス国ジュネーブにて開催) の審議結果を受けて、ITU憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が発効されることに伴い、周波数割当計画 (平成12年郵政省告示第746号) の一部を変更する告示案 (以下「告示案」といいます。) を作成しました。

つきましては、告示案について、本日から平成20年10月31日 (金) までの間、意見を募集します。

1 変更の背景等

平成19年 (2007年) 10月22日 (月) から同年11月16日 (金) まで、スイス国ジュネーブにおいて、国際電気通信連合 (ITU) 2007年世界無線通信会議 (WRC-07) が開催されました。当該会議の審議結果に基づきITU憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が平成21年 (2009年) 1月1日に発効することとなっております。

我が国で割り当てることが可能である周波数の表である周波数割当計画は、当該無線通信規則に整合するよう定める必要があることから、今般、当該無線通信規則の一部改正の発効に合わせ、周波数割当計画の一部を変更しようとするものです。

なお、WRC-07の主要審議結果とこれを踏まえた周波数割当計画の変更内容は、以下のとおりです。

(1) IMT（第3世代及び第4世代移動通信システム）への将来の周波数確保

IMT用周波数として、新たに3.4-3.6GHz帯（200MHz幅）、2.3-2.4GHz帯（100MHz幅）、698-806MHz帯（108MHz幅）及び450-470MHz帯（20MHz幅）が無線通信規則において追加分配され、これらのうち、各国が使用を希望する周波数帯により今後IMTを実現することとなりました。これを受けて、我が国においては、3.4-3.6GHz帯（200MHz幅）のすべての周波数帯及び698-806MHz帯（108MHz幅）の一部周波数帯（730-770MHz帯（40MHz幅））を中心にIMTの利用が見込まれることから、国内分配において同周波数帯をIMTに特定することとしました。

(2) 2.5GHz帯における衛星通信と地上の移動通信の取扱い

2.5GHz帯については、世界的には地上の移動通信を優先し、衛星が発射する電波を厳しく制限することとなりましたが、我が国では衛星（N-STAR）による非常災害時等の移動通信に使用されていることを踏まえ、無線通信規則において、当該制限を受けない旨の例外規定が定められたところです。

このため、同周波数帯における国内分配は従前のおりとし、国際分配の記述のみ変更することとしました。

(3) 地球探査衛星のために携帯電話等の電波を抑えることの是非

今後運用が予定されている地球探査衛星を保護するため、地上の無線システム（1.5GHz帯携帯無線通信及び10.6GHz帯放送事業用固定局）の電力制限値（推奨値）が無線通信規則において定められたところです。

本推奨値が強制力を有しないものであること及び同周波数帯は我が国では地上の無線システムで利用されていることを踏まえ、同周波数帯における国内分配は従前のおりとし、国際分配の記述のみ変更することとしました。

(4) 航空管制用の周波数確保

我が国の提案に基づき、世界共通で航空管制、航空用データ通信等に使用する周波数帯として、112-117.975MHz帯及び5091-5150MHz帯が定められたところです。

これを受けて、同周波数帯における国際分配及び国内分配の変更を行うこととしました。

2 告示案の概要

本告示案は、国際電気通信連合（ITU）2007年世界無線通信会議（WRC-07）の審議結果を受けて、無線通信規則の一部改正が発効することに伴い、周波数割当計画の一部を変更するものです。併せて、使用期限を満了した周波数帯について使用期限を削除するなどの規定の整備を行うこととしています。

なお、告示案（新旧対照表）については、準備が整い次第、総務省ホームページ

(<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見募集対象

意見募集対象：周波数割当計画の一部を改正する告示案（新旧対照表）

4 意見募集の期限

平成20年10月31日（金）午後5時必着（ただし、郵送については、平成20年10月31日（金）付けの消印まで有効とします。）

5 今後の予定

当該変更告示案については、皆様から寄せられた意見を踏まえ、本年11月12日（水）に開催が予定されている電波監理審議会に諮問することとし、同審議会から原案を適当とする旨の答申を受けた場合においては、速やかに公布する予定です。

なお、募集要領、連絡先窓口等の詳細については

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080930_13.html を参照してください。

編集後記

私の住んでいる近くに「いたち川」というあまり目立たない小川が流れています。この川は周辺の市街地化により、水害が頻発し、1970年代に3面張りの護岸整備が行われたそうです。この河川改修のため、水位の低下や自然植生の消滅などにより、どぶ川のような状態になっていました。



これを改善するため、3面張りの河川内に川原を再現するなど、自然に近い形態に戻す工事が行われ、併せて河川沿いの遊歩道などの整備が行われました。

現在では、市街地を流れる川とは思えないほど水もきれいになり、草木も自然に近い状態となって、たくさんの野鳥も観察されるようになりました。

最近は環境問題がいろいろ取りざたされていますが、自然は破壊するより、再生するほうが難しいようです。「いたち川」は都市部の多自然型河川整備のモデルケースとなっています。

私も時々この川沿いを散策するのですが、いい気分転換になります。やはり自然はいいですね。